

議案第37号説明資料

令和7年8月29日

大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
新旧対照表	3
参考 関係法令	4

選挙管理委員会

大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）が令和7年6月4日に公布・施行されたことにより、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を改定するため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 公職選挙法施行令の改正概要について

区分	改正後	改正前
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の限度額	<u>8円38銭</u>	<u>7円73銭</u>
選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度額	印刷費 <u>586円88銭</u> にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に企画費316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た数	印刷費 <u>541円31銭</u> にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に企画費316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た数

(2) 条例の改正内容について

本条例は大磯町議会議員及び大磯町長の選挙におけるビラの作成及びポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めており、この条例に定める額について改正を行うものです。

公職選挙法に定める供託物没収とならない限り、条例に定める額の範囲内の費用を、町から業者（候補者が有償契約を結んだ業者）あてに支払います。

① 選挙運動用ビラの作成の公費負担

	単価の限度額	作成枚数の上限
大磯町議会議員選挙	7 円 73 銭	1,600 枚
大磯町長選挙	↓ 8 円 38 銭	5,000 枚

■ 改正による影響額

【大磯町議会議員選挙】

現行	7 円 73 銭×1,600 枚＝12,368 円
改正案	8 円 38 銭×1,600 枚＝13,408 円
影響額	13,408 円－12,368 円＝ 1,040 円の増

【大磯町長選挙】

現行	7 円 73 銭×5,000 枚＝38,650 円
改正案	8 円 38 銭×5,000 枚＝41,900 円
影響額	41,900 円－38,650 円＝ 3,250 円の増

② 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

	単価の限度額	作成枚数の上限
大磯町議会議員選挙	5,060 円	70 枚
大磯町長選挙	↓ 5,105 円	(ポスター掲示場の数)

■ 改正による影響額

【大磯町議会議員選挙・大磯町長選挙】

改正案	現行
印刷費：586 円 88 銭/枚 企画費：316,250 円	印刷費：541 円 31 銭/枚 企画費：316,250 円
単価の限度額 (586円88銭×70個所+316,250円) ÷70個所＝5,104円73銭	単価の限度額 (541円31銭×70個所+316,250円) ÷70個所＝5,059円16銭
請求上限額 5,105 円×70 枚＝357,350 円	請求上限額 5,060 円×70 枚＝354,200 円
影響額 357,350 円－354,200 円＝3,150 円の増	

(3) 施行日

公布の日から施行します。

大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第7条 省略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 大磯町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 第9条・第10条 省略 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 大磯町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第12条 省略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第1条～第7条 省略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 大磯町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 第9条・第10条 省略 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 大磯町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第12条 省略

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）抜粋

（ビラの作成の公営）

第百九条の八 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第四百四十二条第十項（同項のビラの作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「八円六十二銭」とあるのは「八円三十八銭」と、同項第二号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「三十万七千七百円と七円四十六銭」とあるのは「四十一万九千円と五円六十二銭」と、同条第三項中「八円六十二銭」とあるのは「八円三十八銭」と読み替えるものとする。

（ポスターの作成の公営）

第百十条の四 省略

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額）に当該特定ポスターの作成枚数を乗じて得た金額については、法第四百四十三条第十四項後段において準用する法第四百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一元未満の端数がある場合には、その端数は、一元とする。）

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百八十六円八十八銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十九万三千四百四十円と三十円七十三銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

二 省略

3・4 省略